

# 一般社団法人ビューティデザイン協会定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人ビューティデザイン協会（以下「当法人」という。）と称し、英文では Beauty Design Association と表示する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都大田区に置く。

2. この法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を必要な場所に設置することができる。

(目的)

第3条 当法人は、ビューティデザインに関する調査研究・教育を行うとともに、感性や自己表現力の向上を図り、もって豊かな社会生活の実現に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) ビューティデザインに関する調査研究
- (2) ビューティデザインに関する情報発信
- (3) 美容及び外見力に関する教育・資格認定
- (4) 美容及び美容ビジネスに関する出版事業
- (5) 講師の派遣
- (6) ビューティデザインに関するコンサルティング
- (7) 前各号に附帯又は関連する一切の業務

## 第2章 会員

(法人の構成員)

第5条 当法人の会員は次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 準会員 当法人の活動を賛助するために入会した個人又は団体

(入会)

第6条 正会員又は準会員として入会しようとする者は、当法人所定の申込用紙による入会申込手続きを行い、理事会の承認を受けなければならない。

(会費等)

第7条 正会員又は準会員は、当法人の活動に必要な経費に充てるため、入会金及び会費として、社員総

会において別に定める額を支払わなければならない。

(任意退会)

第8条 当法人を退会しようとする会員は、別に定める退会届を提出することにより、任意に退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上にあたる多数の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) 当法人の定款又は規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他の正当な事由があるとき。

(会員の資格喪失)

第10条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
  - (2) 除名されたとき。
  - (3) 総正会員が同意したとき。
  - (4) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。
  - (5) 当該会員が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき。
  - (6) 1年間以上会費等を滞納したとき。
2. 会員が前項の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。
3. 当法人は、会員が資格を喪失しても、既に納入した会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

### 第3章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

(開催)

第12条 当法人の定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後の翌日から3カ月以内に招集し、臨時社員総会はその必要がある場合に招集する。

(招集)

第13条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。

2. 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(招集手続きの省略)

第14条 社員総会は、正会員全員の同意がある時は、書面又は電磁的方法による議決権行使の場合を除き、招集の手続きを経ずに開くことができる。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、代表理事がこれにあたる。代表理事に事故もしくは支障があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により、他の理事がこれに当たる。

(議決権)

第16条 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議事項)

第17条 社員総会は、次の事項を議決する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(決議方法)

第18条 社員総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2. 前項の規定に関わらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令又はこの定款で定められた事項

3. 社員総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について、書面又は電磁的方法をもって決議し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

(決議・報告の省略)

第19条 社員総会の決議の目的たる事項について、理事又は正会員から提案があった場合において、当該提案につき全ての正会員が、書面又は電磁的記録をもって同意した時は、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

2. 理事が正会員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第20条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2. 議事録には、議長及びその会議に出席した正会員のうちから選出された議事録署名人2人が、記名押印しなければならない。

## 第4章 役員

(役員を設置)

第21条 当法人に、次の理事及び監事を置く。

- (1) 理事3名以上
- (2) 監事1名以上

2. 理事のうち、1名を代表理事とし、1名を専務理事とすることができる。

(代表理事及び役員を選任)

第22条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2. 代表理事及び専務理事は、理事会において理事の中から選任する。
3. 監事は、当法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
4. 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族（これらの者に準ずるものとして当該理事と政令で定める特別の関係にある者を含む。）の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
5. 他の同一の団体（公益法人又はこれに準ずるものとして政令で定めるものを除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人の業務を執行する。

2. 代表理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。
3. 専務理事は、代表理事を補佐し当法人の業務を執行する。代表理事に事故があるとき、又は代表理事が欠けたときは、代表理事の業務執行に係る職務を代行する。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行状況を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2. 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(理事及び監事の任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2. 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
3. 補欠により選任された理事及び監事の任期は、前任者の残任期間と同一とする。
4. 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の残任期間と同一とする。
5. 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任されたものが就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務

を有する。

(理事及び監事の解任)

第26条 理事及び監事は、社員総会の決議に基づいて、解任することができる。

ただし、監事を解任する決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第27条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事、並びに特別な職務を執行した理事及び監事には、その対価として社員総会において定める総額の範囲内で、報酬等を支給することができる。

2. 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(責任の免除又は限定)

第28条 この法人は、理事又は監事の一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令の定める要件を満たす場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令で定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(顧問)

第29条 当法人に、顧問若干名を置くことができる。

2. 顧問は、次の職務を行う。

(1) 代表理事から諮問された事項について意見を述べること。

(2) 理事会から諮問された事項について意見を述べること。

3. 顧問は、理事会において任期を定めた上で選任する。

4. 顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

## 第5章 理事会

(設置)

第30条 当法人に理事会を置く。

2. 理事会は、すべての理事をもって組織する。

(権限)

第31条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) 当法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務執行の監督

(3) 代表理事及び専務理事の選任及び解職

(4) 顧問の選任及び解任

(5) 社員総会の開催の日時及び場所並びに社員総会の目的である事項の決定

(6) 規則の制定、変更及び廃止

(種類及び開催)

第32条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。なお、理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

2. 通常理事会は、毎事業年度2回開催する。

3. 臨時理事会は、次の各号に該当する場合に開催する。

(1) 代表理事が必要と認めたとき。

(2) 代表理事以外の理事から会議の目的である事項及び招集の理由を示して代表理事に招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、代表理事が招集する。

2. 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第34条 理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。ただし、代表理事に事故もしくは支障があるときは、他の理事がこれに代わる。

(決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、出席した理事の過半数をもって決する。

(決議の省略)

第36条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事及び監事は、これに記名押印しなければならない。

## 第6章 委員会

(設置)

第38条 当法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。

2. 委員会には、委員長及び副委員長を置くことができる。

3. 委員長及び重要な委員は、代表理事が理事会の承認を得て任免する。

4. 委員会の任務、構成及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める委員会規則によるものとする。

## 第7章 事務局

(設置等)

第39条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2. 事務局には、事務局長及び所要の職員を置くことができる。
3. 事務局長及び重要な職員は、代表理事が理事会の承認を得て任免する。
4. 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、代表理事が理事会の決議により、別に定める。

## 第8章 基金

(基金の拠出)

第40条 当法人は、会員又は第三者に対し、基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の募集等及び基金の拠出者の権利)

第41条 基金の募集、割当て、及び払込等の手続については、理事会の決議を得て、代表理事が別に定める「基金取扱規程」によるものとする。

(基金の返還及び返還の手続き)

第42条 基金の拠出者は、代表理事が別に定める「基金取扱規程」に定める日までその返還を請求することができない。

2. 基金の返還は、定時社員総会の決議に基づき、法人法第141条第2項に定める範囲内で行うものとする。

## 第9章 計算

(事業年度)

第43条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第44条 当法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2. 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第45条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事は次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出しなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の付属明細書

2. 前項の場合、計算書類については社員総会の承認を受け、事業報告書については理事がその内容を定時社員総会に報告しなければならない。

（計算書類等の備え置き）

第46条 当法人は、各事業年度にかかる貸借対照表、損益計算書及び事業報告書並びにこれらの付属明細書（監事の監査報告書を含む）を、定時社員総会の日から5年間、主たる事務所に備え置くものとする。

（剰余金）

第47条 当法人は剰余金の分配を行うことができない。

## 第10章 定款の変更及び解散等

（定款の変更）

第48条 当法人の定款は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上にあたる多数の決議によって変更することができる。

（解散）

第49条 当法人は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上にあたる多数の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（残余財産の処分）

第50条 当法人が解散により清算するとき有する残余財産は、社員総会の決議により、他の公益法人、国若しくは地方公共団体又は公益認定法第5条第17号に掲げる法人に寄附するものとする。

## 第11章 公告の方法

（公告）

第51条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第12章 附則

（最初の事業年度）

第52条 当法人の設立当初の事業年度は、第43条規定に関わらず、当法人の成立の日から平成27年3月31日までとする。



(設立時社員)

第53条 当法人の設立時社員の氏名、住所は次のとおりである。

(定款に定めのない事項)

第54条 本定款に定めのない事項については、すべて法人法その他の法令の定めるところによる。

以上、一般社団法人ビューティデザイン協会設立のため、本定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成 26 年 4 月 29 日